



10月26日

年末手当要求を提出

- 1.「基準内賃金の3.0ヶ月」とすること。
- 2.全社員一律による月数回答とすること。
- 3.2020年度の年末手当の支給においては、
社員に等しく支給することを目的に「成績率」の加算の適用をおこなわないこと。
- 4.2020年12月11日までに支払うこと。
- 5.団体交渉のスケジュールは、労使双方で余裕を持った調整をすること。

住宅ローンに教育費、介護に日々の生計費への補填など

私たちには家族の生活がある！

コロナ禍でも日々の「安全・安定輸送」を完遂し

社会的使命を果たしている！

8期連続の增收増益の中「満額支払う体力はある」としつつも

経営側は「安定支給」を理由に抑え込んできた！

闘う前から低額予想では勝ちとれない！
要求満額獲得にむけ、東日本ユニオンと一緒に声をあげよう！